

検討会議における議論の整理

平成12年8月7日

法科大学院（仮称）構想に関する検討会議

検討会議における議論の整理

法科大学院（仮称）構想に関する検討会議

目 次

はじめに	1
1 法曹として備えるべき資質・能力と法曹養成の基本理念	2
2 今後の法曹養成のための法学教育の在り方 法曹養成のための法学教育の担い手としての法科大学院	3
3 法科大学院の基本的枠組み	
（1）標準修業年限	6
（2）教育内容・方法	7
（3）入学者選抜・学生定員	18
（4）教員組織	21
（5）多様な設置形態と適正配置	23
（6）資力が十分でない入学者に対する援助	24
（7）財政基盤の確立	25
（8）その他	25
4 法科大学院の設置と第三者評価	
（1）設置及び第三者評価に関する基本的考え方	26
（2）第三者評価の具体的な在り方	27
5 法科大学院と司法試験・司法（実務）修習	
（1）法科大学院と司法試験	29
（2）法科大学院と司法（実務）修習	32
おわりに（今後の検討の進め方）	33

検討会議における議論の整理

法科大学院(仮称)構想に関する検討会議

はじめに

本検討会議は、平成12年4月27日、司法制度改革審議会から「(1)新しい法曹養成制度の一環としての法科大学院(仮称)構想に関し、入学者選抜の方法、教育内容・方法、教育体制等についての基本となるべき事項を、司法試験及び司法(実務)修習との有機的な連携に配慮しつつ、大学関係者及び法曹三者の参画を得て適切な場を設けて検討の上、その結果を提出すること。(2)検討の際、法科大学院(仮称)における教育内容・方法等との関係で司法試験及び司法(実務)修習の在り方についての意見があれば、付言して提出すること。」について協力依頼を受け、同年5月より8回にわたり、法科大学院(仮称)(以下単に「法科大学院」という。)制度の具体的内容について専門的・技術的見地からの検討を行ってきた。

このたび、協力依頼を受けた事項について、以下のとおり、現段階における「議論の整理」を中間的なまとめとしてとりまとめ、司法制度改革審議会に報告することとした。本検討会議としては、この「議論の整理」に関する司法制度改革審議会の意見を踏まえつつ、さらに議論を深めることとしており、内容については、今後、変更がありうるものである。

この議論の整理においては、法科大学院を大学制度上の大学院とすることを前提とした制度設計の提案を行うが、これは、司法制度改革審議会から提示された「法科大学院(仮称)に関する検討に当たっての基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)、特にその「留意すべき事項」に列挙された諸点を踏まえつつ、検討した結果であることは言うまでもない。

以下において、枠で囲った部分については、現時点において委員の多くが支持した意見を取りまとめたものである。

枠以外の部分については、枠で囲った部分を説明補足する意見や別論など、現時点における意見を列挙したものである。

1. 法曹として備えるべき資質・能力と法曹養成の基本理念

法曹として備えるべき資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野や語学力等」(基本的考え方)が一層求められており、今後の法曹養成教育は、このような資質を備えた者が法曹となるように、「『点』のみによる選抜ではなく法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」(基本的考え方)に変革することを基本理念とするものである。

また、法曹養成制度の検討に当たっては、公平性・開放性・多様性等の基本的諸条件を踏まえつつ、検討を行ってきたところである。

(法曹として備えるべき資質と基本理念)

法曹として備えるべき資質と基本理念については、司法制度改革審議会の基本的認識(「法曹養成制度の在り方に関する審議の状況と今後の審議の進め方について」(平成12年4月25日)等)を土台とすることで一致した。

すなわち、法曹として備えるべき資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野や語学力等」が一層求められており、今後の法曹養成教育は、このような資質を備えた者が法曹となるように、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、法の支配の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、豊かな人間性の涵養・向上、専門的法知識の習得、創造的な思考力、法的分析能力、法的議論の能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養、社会への貢献の機会提供を行うという教育目的を達成するために、「『点』のみによる選抜ではなく法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」に変革することを基本理念とするものである。

(法曹養成教育制度検討にあたって踏まえるべき基本的諸条件)

以下のような諸条件を踏まえつつ、検討を行ったところである。

- (ア) 法曹養成制度の基本的条件としての公平性・開放性・多様性
- (イ) 適正な教育水準の確保、自発的創意、適正配置に配慮した設置
- (ウ) 学部法学教育との関係の明確化
- (エ) 幅広くかつ高度な専門教育・実務との融合
- (オ) 司法試験及び司法修習との有機的連携
- (カ) 教員組織における実務との連携・実社会との交流
- (キ) 開放的かつ公平な入学者選抜
- (ク) 資力、環境、地域などによる不利益が生じないようにする配慮

(ケ) 適正な運営確保・教育水準の維持・向上のための公正かつ透明な評価システム

司法制度の制度的基盤強化のためには、質・量ともに豊かな法曹を得なければならない。我が国の法曹人口は先進諸国との比較において、その総数、新たな参入者数のいずれにおいても極めて少ない状況にあり、今後の法曹需要はますます多様化・高度化することが予想されるので、これに応えるべく、法曹人口の大幅な増加を目指す必要がある。したがって、新たな法曹養成制度は、法曹人口を、その質を向上させながら、大幅増加するという目的にかなうものでなければならない。

2. 今後の法曹養成のための法学教育の在り方

法曹養成のための法学教育の担い手としての法科大学院

次のような観点から、法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学制度上の大学院として構想することが適切であると考えられる。

今後の法曹養成に期待される機能のうち、特に、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、専門的な法知識に関する批判的創造的視点及び法曹の人間的バックグラウンドとしての幅広い視野を身に付けさせるためには、学問の自由を基盤として多様な学風を持つ大学において教育を行うことが効果的であると考えられること

諸外国においても、法曹養成の基幹となる機関は大学であること

教員スタッフや施設・設備等の人的物的状況から考えて、法科大学院を運営する主体としては大学を基礎とするのが現実的であると考えられること

現にこれまでに様々な主体から発表された具体的な法科大学院構想の圧倒的多数が大学を基礎とするものとして構想されていること

なお、法科大学院を設置する場合に、既存大学を拠点としなければならないわけではなく、例えば、弁護士会や地方自治体など大学以外の組織が学校法人を作り、法科大学院の設置基準を満たせば、法科大学院を設置しうることは当然である。

既存の大学を拠点とする法科大学院と、これらの新しいタイプの法科大学院が競争して、それぞれが理想とする多様な法曹を養成する多元的システムが展開されることが望ましい。

法科大学院の設置の後も法学部は存続することを前提に、法曹養成のための法学教育については、法科大学院が責任を負うことになるが、その場合、法学部を、法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織として存置するか、あるいは、その機能に加えて法科大学院の教育課程の基礎部分を実施する機能をも併有するものとして存置するかは、各大学の判断に委ねることになる。

21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての一定経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専攻分野を問わず受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。

ある。

法科大学院を大学に設置することとした場合、従来の研究中心の考え方から真の教育重視への転換など、大学には変革に向けて相当な努力が求められることは当然である。

(基本的考え方)

法曹養成制度の理念を「点」から「プロセス」へと抜本的に変革し、大学学部教育・司法試験・司法修習などと連携を有する基幹的な高等専門教育機関として法科大学院を構想することとした場合、いかなる形態がふさわしいかがまず問題となる。

この点については、もとより様々な考え方があり得るところである。司法制度改革審議会におけるこれまでの審議過程においても、「学校教育法上の大学・大学院を前提とするのではなく、専門学校的なものも視野に入れて検討してはどうか。」「法科大学院を既存の大学とは全く異なる別個の機関(例えば法曹三者が運営するスクールや第3セクター方式等)として設立することは考えられないか。」「基本的には法科大学院は学校教育法の1条校を前提に考えるべきではないか。」等の意見が出されているものと承知している。

本会議としては、次のような観点から、法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学制度上の大学院として構想することが適切であると考えられる。

今後の法曹養成に期待される機能のうち、特に、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、専門的な法知識に関する批判的創造的視点及び法曹の人的バックグラウンドとしての幅広い視野を身に付けさせるためには、学問の自由を基盤として多様な学風を持つ大学において教育を行うことが効果的であると考えられること

諸外国においても、法曹養成の基幹となる機関は大学であること

教員スタッフや施設・設備等の人的物的状況から考えて、法科大学院を運営する主体としては大学を基礎とするのが現実的であると考えられること

現にこれまでに発表された様々な主体から具体的な法科大学院構想の圧倒的多数が大学を基礎とするものとして構想されていること

なお、法科大学院を設置する場合に、既存大学を拠点としなければならないわけではなく、例えば、弁護士会や地方自治体など大学以外の組織が学校法人を作り、法科大学院の設置基準を満たせば、法科大学院を設置しうることは当然である。

既存の大学を拠点とする法科大学院と、これらの新しいタイプの法科大学院が競争して、それぞれが理想とする多様な法曹を養成する多元的システムが展開されることが望ましい。

(法曹養成のための法学教育を担うべき主体)

法科大学院の設置の後も法学部は存続することを前提に、法曹養成のための大学法学教育については、法科大学院が責任を負い、法学部は法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織として存置するとの考え方、法学部

と法科大学院とが有機的一体のものとして、あるいは緩やかなつながりを保ちつつ、責任を分担するとの考え方や 法科大学院が責任を負うが、法学部も一定の範囲で責任を分担するとの考え方がある。法科大学院が、高度専門職業人たる法曹を養成するための実務を意識した理論教育を中心とした中核的教育機関として構想される以上、法科大学院を法学教育の責任主体とする考え方を基本とし、法学部を、(ア)法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織とするか、(イ)(ア)の機能に加えて法科大学院における教育課程の基礎部分を実施する機能をも併有するものとするかどうかについては、各大学の判断に委ねることになる。ただし、これに対しては、法学部は、法的素養を中心としたリベラルアーツ教育を行うなどその使命を明確化すべきであるとの意見がある。いずれにしても、法学部卒業者が法科大学院入学を志望する場合であっても、厳正な試験によって判定することが求められる。

また、21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての一定経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専攻分野を問わず受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。

(これまでの大学における法学教育に関する基本的認識)

大学の学部・大学院における従来の法学教育の在り方については、長所として、法的素養を備えた人材を社会の多様な分野へ送り出してきたことがあげられるが、短所として、理論と実務の乖離、法学教育と法曹養成の制度的断絶が指摘されている。

したがって、大学が法曹養成制度の一翼を担うためには、その批判と反省に基づいて法科大学院が構想されるべきであり、研究センターの考え方から真の教育重視への転換や、真の法曹養成のための仕組みを整備することなど、大学には変革に向けて相当な努力が求められることは当然である。

また、従来の法学教育における理論と実務の乖離を是正するために、法曹三者の協力を求め、共同して法曹養成のための体制を整備することなどが必要である。

(教養教育とその他法律学以外の学問の履修)

法科大学院における教育は、専門的な法知識の修得のみならず、「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養・向上」を図るとともに、「社会に生起する様々な問題に対して広く関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞・体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう」なものでなければならない。学部段階で身につけるべきリベラル・アーツとしての教養教育とこのような法曹に期待されるバックグラウンドとしての教養とは必ずしも一致しないが、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置づけることのできる人材を育てるという理念を実現することは、法曹養成においても極めて重要であり、法科大学院において、法学以外の学問を学んだ者や様々な社会的経験を有する者など多様なバックグラウンドを有す

る者が触れ合うことや幅広い視野に立った知識基盤を身に付けることのできる教育内容を設定することなどを通じて、また、大学学部、法科大学院、司法(実務)修習、継続教育のそれぞれの段階において、適切に実施することが重要である。

3 法科大学院の基本的枠組み

(1) 標準修業年限

法科大学院の定められた教育課程を修了するのに必要とされる標準的な年限(標準修業年限)については、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有していない者(以下「法学未修者」という。)に3年間の教育を行うことを原則とする考え方(3年制)と、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者(以下「法学既修者」という。)であると認められた者に2年間の教育を行うことを原則とする考え方(2年制)がある。

標準修業年限を3年制とするか、2年制とするかについては、広く法曹資格取得希望者に開かれた機関としての法科大学院の性格上、2年制のみとすることは考えられず、3年制または3年制・2年制の並存制とならざるを得ない。したがって、3年制を基礎として検討を進め、短縮型としての2年制をあわせて検討するとの意見が大方である。

(基本的考え方)

法科大学院の定められた教育課程を修了するのに必要とされる標準的な年限(標準修業年限)については、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有していない者(以下「法学未修者」という。)に3年間の教育を行うことを原則とする考え方(3年制)と、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者(以下「法学既修者」という。)であると認められた者に2年間の教育を行うことを原則とする考え方(2年制)がある。

3年制を原則とする場合には、法学既修者に対しては一定の履修免除が認められ、結果として修業年限の短縮が認められることとなり、2年制を原則とする場合には、法学未修者に対しては予備的な基礎教育プログラムを実施することとなるので、結局、法学未修者には3年間、法学既修者には2年間の教育を行うという意味では共通しており、制度の原則をいずれに置くかという違いでしかないとの認識が大方であるが、法学既修者であると認められた者についても、科目の履修免除はともかく、2年制の教育を原則とするべきではないとの意見もある。

3年制を原則とする案は、法科大学院は基幹的な高度専門教育機関としての性格を持つことから、広く社会の多様な人材を受け入れる必要がある(開放性・独立性)ことを考慮するものである。

他方、2年制を原則とする案は、法科大学院の設置の後も法学部は存続することを

勘案すれば、法学既修者について、法学部における履修を何らかの形で法科大学院の履修内容に反映するのが現実的であることや、学部4年間に法科大学院3年間で合計7年間というのは法曹養成にかかる期間として長すぎることを考慮するものである。

いずれにせよ、法科大学院において、責任をもって完結した教育を行う必要があるが、標準修業年限を3年制とするか、2年制とするかについては、広く法曹資格取得希望者に開かれた機関としての法科大学院の性格上、2年制のみとすることは考えられず、3年制または3年制・2年制の併存制とならざるを得ない。したがって、3年制を基礎として検討を進め、短縮型の2年制をあわせて検討するとの意見が大方である。他方、法学既修者についても科目の履修免除はともかく、原則として修業年限の短縮を認めるべきではないとの意見もある。

(2) 教育内容・方法

教育内容

法科大学院の質と統一性の確保のための基準は、コア科目(基礎科目、基幹科目及び法曹基本科目)などの必須提供科目や卒業に必要な単位数など、最低限にとどめ、それ以外については各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重すべきであるという意見が大勢である。

3年制では、基本六法科目をコア科目として、先端的分野科目・現代的分野科目・学際的分野科目・実務関連科目などをカバーする多様なカリキュラム編成が可能となる。法科大学院に設置される一定の科目について所定の試験を経たうえで、法学既修者と認められた者については、履修免除により2年修了を可能とするとの意見が有力である。

併存制における2年制コースでは、コア科目について発展的ないし応用的な教育を重視したプログラムを採用することとなる。

法科大学院は法曹養成上求められる密度の濃い法学教育を実施することから、要修了単位数は現在の修士課程よりも高く設定されなければならない。

(教育目標)

プロセスとしての法曹養成教育を実現する上で、教育目標としては、次のような点があげられる。

体系的な知識の習得

先端的法分野に関する専門的知識の習得

・ の知識を使いこなす実践的能力の習得

比較法的知識と語学力の習得

柔軟で創造的な思考力、問題発見・解決能力、これらを支える広い視野と深い洞察力の涵養

交渉能力・説得能力の涵養

職業法曹人にふさわしい倫理性の涵養

このような教育目標を踏まえ、具体的には、次のような観点で多元的・多様なカリキュラム(教育内容)を編成することとなる。

法曹としての不可欠な基本的法学科目についての体系的知識の修得とその理論の深化を目指した法的思考能力の鍛錬を目的とするカリキュラム(問題発見能力・法運用能力・法構想能力を高めるカリキュラム・新たな問題に直面しても自力で創造的にその解決を導く基礎的能力を養成するカリキュラム)

現実の諸問題に対応する能力を涵養する上での多元的・複眼的な法的思考能力を涵養するカリキュラム(多様な法領域における問題解決や法形成の促進に寄与できる法理論教育を実現できるカリキュラム)

修得した法的思考能力を実践できるような教育内容をもったカリキュラム(法応用能力を高めるカリキュラム)

法曹としての人間的資質を陶冶するカリキュラム

(カリキュラムの統一性または独自性)

法科大学院の質と統一性の確保のための基準は、コア科目(基礎科目、基幹科目及び法曹基本科目)などの必須提供科目、卒業に必要な単位数など、最低限にとどめ、それ以外については各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重すべきであるという意見が大勢である。

(3年制におけるカリキュラム)

3年制か2年制かを問わず、いわば法科大学院のコア科目としての基礎科目、基幹科目及び法曹基本科目(不可欠な基本的法学科目)を設定するとともに、カリキュラムの理念に支えられた多様なカリキュラムを各法科大学院の創意工夫に委ねることが考えられる。

この場合、以上の基礎科目ないし基幹科目の分野としては、憲法、民法、刑法・民事訴訟法、刑事訴訟法、商法の6科目が考えられる。

3年制では、基本六法科目及び法曹基本科目をコア科目として、先端的分野科目・現代的分野科目・学際的分野科目・実務関連科目などをカバーする多様なカリキュラム編成が可能となる。

法科大学院に設置される一定の科目について、所定の試験を経たうえで、法学既修者と認められた者については、履修免除により2年修了を可能とするとの意見が有力だが、科目ごとの審査による個別の履修免除にとどめるべきで、原則として修業年限の短縮を認めるべきではないとの意見もある。

--- 【3年制のモデル例】 -----

コア科目の枠組み

いわゆるコア科目(基礎科目、基幹科目及び法曹基本科目)の範囲については、以下のモデル例では、A～Cをコア科目として設定し、カリキュラム上は必修科目とし

での位置づけとすべきである。そして、これらの科目は、すべての法科大学院が備えるべき設置科目とされるべきものと考えられる。

選択必修科目における独自性

D～Gは概ね選択科目として位置づけられるものであるが、法曹の活動領域の拡大に伴う諸問題の創造的な解決能力や多元的・複眼的な法的思考能力を涵養する上で、多様な視点での科目群の配置を創意工夫をもって考えるべきである。例えば、その地域性を重視して地元弁護士会と連携した地域に根ざした法曹を養成するためのカリキュラム、国際関係に重きを置いたカリキュラム、公共政策に重きを置いたカリキュラム、企業関連分野に重きを置いたカリキュラム、市民生活関連分野に重きを置いたカリキュラムなど、基幹科目を基調とした多様な科目配置が考えられる。

また、これに各法科大学院がもつ海外拠点との連携を踏まえたインターネットによる海外ロースクールとの遠隔授業、外国人教員招聘授業などによる多様な教育が考えられる。

カリキュラムの基本原則

【1年次】

1年次における基礎科目は、導入教育としての役割をもつものであるが、2年次からの基幹科目の十分な教育を実現する上での導入部といえよう。したがって、いわゆる入門講座といったものではなく、2年次における基幹科目の教育を十分に受けられるだけの学識を醸成することを目的とするものである。

3年制では、1年次において基礎科目および法曹基本科目の学習に徹底することになる。ここにいうカリキュラムの基本的な考え方は、基本六法ないしそれらに派生する法分野の基礎的な学識、体系的な理解を身につけることを目的とする。これらは必修科目とする。また、法科大学院における法曹養成教育の根幹をなす科目として、あるべき法曹としての考え方、活動などを教育するプログラム(法曹倫理科目)、法律情報を整理・分析し、これを体系的に駆使できる能力を涵養するための科目(法律情報に関する基礎的教育)を配置し、これらは必修科目とする。

【2年次】

2年次においては、基本六法を中心とした基礎科目分野の学識・理解を深化させ、もって法的思考能力や分析能力を高めることを目的とする。これらは必修科目とする。

2年次における選択必修科目として、先端的・現代的科目群を配置しているが、その意味は、基幹科目の教育を通じてこれを発展的に理解させる科目選択のバリエーションをもたせることにある。学生にとっては、基本六法科目の理解を応用・発展させることによって事案解決能力を駆使した実践的興味や理解を深化させることになる。

【3年次】

3年次においては、選択科目が中心となろうが、各法科大学院における専門性をもった法曹の養成を特徴づける科目の設置を指向する。この場合、履修者の将来における法曹としての方向性に応じた選択履修を勧奨するようなカウンセリングが必要となる。

下記のモデルでは、3年次に選択必修科目を集中的に配置している。これは、2年

次に基幹科目を配置している関係で、これをベースとして、学生の将来の進路希望に応じた選択の幅を大きくするのが適切との考え方による。

これら選択必修科目については、新司法試験制度の実施時期等によっては、3年前期におおよそその履修を終えることが望ましいことになる。

A 基礎科目 …… 憲法、民法、刑法、訴訟法、企業法、及び外国法を含む基礎法

基礎科目は、2年次における基幹科目を学習する上で、基本的な法分野についての体系的な学識の修得を目的とする科目である。講義形式とともに、その体系性を理解させるために、講義を補完する演習をも組み合わせるべきである。なお、訴訟法(司法制度論を含む)は、前期を民事裁判論、後期を刑事裁判論として構成するが、それは手続の理念的な理解とともに、実務家の手による体験などを通じた実践的な理解をも目的とする教育方法がとられるべきである。

外国法は、主要国の法制度を概観し、それとの比較で日本法の輪郭を理解することを目的とする。

B 法曹基本科目 …… 法曹倫理科目(法曹としての社会感覚・倫理観の涵養を目的とする科目)

法律情報に関する基礎的教育(判例・文献などの法情報の整理及び法律文書作成のあり方などを学習する)

1年次における法曹基本科目では、学生があるべき法曹像を、さらには法律情報を駆使して情報資源を有効に活用できるような法曹像を具体的に描けるような授業形態をとるべきであり、法曹三者の積極的かつ主体的な協力が必要となる。

C 基幹科目 …… 憲法、民法(財産法)、刑法、商法(会社法)

民事訴訟法、刑事訴訟法

基幹科目は、必ずしも実定法ごとの教育に固執する必要はなく、例えば、民事系(民法・商法・民事訴訟法)、刑事系(刑法・刑事訴訟法)などといった科目群として設置し、実体法と手続法、複数の実体法との有機的な連関を重視すべきである。もとより、これらの科目の教育はその理論的基盤の体系的な理解を目的とするが、それは具体的な事例や事実に基づいた理論的ないし実践的分析のバランスを配慮したものとすべきである。このような方向性を実現する上では、例えば、大学教員と実務家教員が共同して教育を実施する体制が必要となろう。これらの基幹科目については、演習形式によるべきであるとの大方の意見の一致がみられる。科目の名称については、その教育内容に対応する適切な名称とすべきであるとの意見がある。

D 先端的・現代的 …… 知的財産法 行政法 労働法 租税法 執行・保全・倒産法
分野科目 環境法 金融法 都市法 医療関係法など

Dは、現実の諸問題に対応する能力を涵養する上での多元的・複眼的な法的思考

能力を涵養する、あるいは多様な法領域における問題解決や法形成の促進に寄与できる法理論教育を実現する目的をもつ。

E 国際関連科目.....国際法 国際私法 国際取引法 国際文書作成 海外ロースクール提携科目など

E は、法曹としての国際的感覚を涵養することを目的とする。

F 学際的分野科目.....法と経済 法と社会 法と医療 法と家族 法と公共政策 法と倫理など

F は、法曹としての広い視野に立った知的基盤を広げるものとして、法知識の修得に傾きがちな法曹教育を積極的に補完するものであり、「社会に生起する様々な問題に対して広く関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞・体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう」な法曹に期待されるバックグラウンドとしての教養を養うことにつながるものである。

G 実務関連科目.....クリニック型科目群

= 消費者問題クリニック・近隣社会問題クリニック・高齢化問題クリニックなど

エクスターンシップ科目群

= 法律相談型科目・弁護士会提携型科目・社会運動組織(NPO)提携型科目・企業提携型科目・自治体提携型科目など

民事裁判演習・刑事裁判演習、紛争解決・交渉技法演習など

G は、体験型教育を重視した科目群であり、修得した法的思考能力を実践できるような教育内容をもったものといえる。学生の問題意識を高め、とりわけ法曹倫理教育を実務に即し実効的なものにするを目的とする。法曹三者をはじめとして関係機関の協力を得て実現されるものであり、模擬裁判や模擬演習の効用は大方承認されているところである。なお、クリニック型科目(教員の監督ないし指導のもとに、学生が実際に法律問題を抱えた人に接し法律家としての仕事を実地に行う。)及びエクスターンシップ科目(裁判所、検察庁、弁護士事務所、企業法務部などを訪問して実務法曹の仕事を観察したり、その一部を手伝うことにより、実務を体験する。)については、すべての学生に十分な機会を提供できるかという技術的問題、守秘義務との関係から臨床訓練・実務研修の内容にはクリアすべき問題点がある。

(注)以下はひとつの目安としてモデル例を示すものである。

-【3年制の科目配置例】-

1年次 A 基礎科目【必修】 - 憲法・民法・刑法

訴訟法

企業法

20 単位

外国法を含む基礎法

8 単位

B 法曹基本科目【必修】法曹倫理科目	4 単位
法律情報に関する基礎的教育	4 単位
	合計 36 単位

1 年次における基礎科目は、導入教育としての役割をもつものであるが、もとよりそれは学部における入門講義とは異なったレベルのものであり、2 年次からの基幹科目の十分な教育を実現する上での導入部といえよう。

2 年次 C 基幹科目【必修】 - 憲法・民法(財産法)・ 刑法・商法(会社法) 民事訴訟法・刑事訴訟法	24 単位
D 先端的・現代的【選択必修】 - 4 科目(半期 4 単位科目) 分野科目	16 単位
	合計 40 単位

3 年次 E 国際関連科目 F 学際的分野科目 G 実務関連科目	} 【選択必修】 - 10 ~ 12 科目 (半期 2 単位科目)	20 ~ 24 単位

3 年次には選択必修科目を設置するが、新司法試験の実施時期によっては、前期までに主要な科目を選択できるように配慮すべきである。

履修免除

これまでの議論をふまえると、法学既修者(法律学の基礎を修得している者)は、1 年の A (基礎科目)群を履修免除とする余地がある。

3 年制のモデル例については、むしろ、1 年目で、憲法、民法(財産法)、商法(会社法)、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法を、必修科目として少人数クラスで具体的事例を素材にしたソクラティックメソッドで徹底的に教えて、各法分野の体系を理解させ、また、法曹基本科目及び実務関連科目については、1 年目の基礎(法的情報調査・法的文章作成)、2 年目のシミュレーション(面接・交渉技術演習)、3 年目の実習(臨床経験科目)というプロセスを積み上げることとするべきとの意見もある。しかし、これに対しては、法学未修者と法学既修者との同一の授業を行うことの教育効率の点や法的基礎のない者に対する法律の体系的理解が十分にできるのかという疑問が出されている。

(2 年制のカリキュラム)

コア科目について発展的ないし応用的な教育を重視したプログラムを採用する方向に傾く。上述の 3 年制における 2 年次・3 年次のカリキュラムがここでのモデルになる。

-【2 年制の科目配置例】-

1年次	C	基幹科目【必修】 - 憲法・民法(財産法)・ 刑法・商法(会社法) 民事訴訟法・刑事訴訟法	24 単位
	B	法曹基本科目【必修】法曹倫理科目 法律情報に関する基礎的教育 外国法を含む基礎法	4 単位 4 単位 4 単位
			合計 36 ~ 44 単位
2年次	D	先端的・現代的【選択必修】 - 4科目(半期2単位科目) 分野科目	8 単位
	E	国際関連科目	【選択必修】 - 10 ~ 12 科目 (半期2単位科目)
	F	学際的分野科目	
	G	実務関連科目	
			20 ~ 24 単位
			総合計 64 ~ 76 単位

(2年制における基礎教育プログラム)

2年制を採用する場合には、法学基礎教育の十分ではない入学者(または入学を志望する者)のためのプログラム(これを仮に「基礎教育プログラム」という)をどのような方式で用意するかが問題となる。

法科大学院独自の基礎教育プログラムを設け、単位取得を義務づける方式

なお、法科大学院入学前に、学部において科目等履修生として取得した単位は、法科大学院修了要件としての単位に算入する。

学部教育との関連を重視する方式

a．法学部以外の学部出身者、社会人などのための法科大学院独自のプログラムを設置せず、それらの者の基礎的な法学教育は学部との合併授業に委ねる方式。具体的には、学部・法科大学院が連携して、基礎教育プログラムとしての合併授業を設け、基本六法科目を中心として修得する。

b．履修前提要件方式～法科大学院入学者に対して基礎科目(憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、法曹論など)の履修を義務づける。

(単位数)

単位数に関しては、3年制の場合は100単位程度、2年制の場合は、60単位～80単位程度になると考える。いずれの場合であっても、法科大学院は法曹養成上求められる密度の濃い法学教育を実施することから、要修了単位数は現在の修士課程よりも高く設定されなければならない。なお、以上の単位数については、これを増加すべきとの意見がある。履修科目数もさることながら、科目に応じてペーパーの提出、グループ討議などの教育手法を積極的に取り入れた上で、これに一定の単位を認めることによって単位数は増加することになる。

現行大学院設置基準上、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の基準をもって1単位とすることとされているが、この科目配置例では、1単位は15時間の授業と考えたものである。また、50分授業と仮定し

た。

教育方法

各法科大学院における教育内容及びカリキュラムの基本部分はある程度共通のものでなければならないとすれば、それに連動して、教育方法・授業方式についても一定程度の標準化が必要である。

教育手法(授業方式)としては、(ア)講義方式や、(イ)少人数の演習方式、(ウ)自力で学説等を調査し、レポート作成、口頭報告させるといった方法が必要かつ有効であり、さらには、(エ)教育補助教員による学生の個別的学习指導なども適宜活用していくことが重要である。

法科大学院の授業についてはそのインテンシブな性格が強調され、 Semester制(ひとつの授業を学期(Semester)ごとに完結させる制度)等の採用により授業をなるべく集中的に行うべきである。

とりわけ少人数教育を基本とする必要がある。ただし、いわゆるコア・カリキュラムなど、一定科目について1クラスの適正学生数の基準を策定する必要があるとしても、画一的に統一的なクラス編成の基準を策定することが適切であるかどうかは、なお検討の必要がある。

必修の基幹科目としての演習授業の適正規模は、50人程度までというのが現実的なところである。

プロセスによる法曹養成教育の質を左右するともいえるのが、その学習成果を計る成績評価、単位認定である。評価・認定には、一定の公平で客観的な尺度が備わっていないなければならない。

また、基本六法科目については複数の授業が設けられることがあり得ることから、担当教員間の教育内容・方法の標準化、適切な教材の選定などがその前提になければならない。なお、評価・認定の客観性を担保する点では、複数教員による成績評価、試験問題の統一化、学生による授業評価をも導入する必要がある。

卒業認定の基準としては、「一定の成績水準を満たすこと」を修了要件とし、これを下回る成績水準しか残せなかった学生には修了認定をしないことや、修了試験を課すこととすることもひとつの方法である。

(教育方法の標準化)

従来、法学教育の具体的手法や授業の方式については、各教育機関に任されていたが、各法科大学院における教育内容およびカリキュラムの基本部分はある程度共通のものでなければならないとすれば、それに連動して、教育手法・授業方式についても一定程度の標準化がなされるべきことになる。どこまで枠づけ・方向づけを与えるか、どこからは各法科大学院に任せるかは、教育内容・カリキュラムの標準化と連動させて考えるべき問題である。

(提案されている教育手法(授業方式)の整理)

法科大学院の教育手法(授業方式)としては、(ア)講義方式と(イ)少人数の演習方式が予定され、それらと並んで、(ウ)自習時間に図書館等に行き自力で法令、判例、商慣習、学説等を調査し、それを前提としてレポートを作成し、口頭による報告を準備させるといった方法が必要かつ有効であること、さらに、(エ)教育補助教員による学生の個別的な学習指導なども適宜活用すべきであることが指摘されてきた。この4つの方法のいずれもが重要であるが、とりわけ少人数の演習方式が中心であり、コア科目のうちの基幹科目については演習形式がとられるべきことについて大方の意見の一致があるとみられる。また、法科大学院の授業についてはそのインテンシブな性格が強調され、セメスター制(ひとつの授業を学期(セメスター)ごとに完結させる制度)等の採用により授業をなるべく集中的に行うべきである。

(「講義」方式)

法科大学院の講義は、従来の大学におけるモノローグ的な、あるいは一方的な演説であってはならず、集中的かつ双方向的(インテンシブかつインタラクティブ)にすべきことについて、ほぼ共通の認識がある。すなわち、(ア)週に数回の講義を入れる、あるいは、(イ)類似した分野を連続して集中的に取り上げる、また、(ウ)頻繁に小テストを実施する、(エ)頻繁にレポートの提出を義務づけ、添削して返却するなどの工夫を凝らすべきである。

(「演習」方式)

演習方式には、教員と学生との間での質問と応答のやりとりを中心とする「問答形式」(「ソクラティック・メソッド」ともいわれる)と、学生が口頭の報告をし、これをめぐって討論を展開するという「ゼミ形式」の2つのものが考えられる。わが国の議論においては、教員と学生、学生同士のさかんな討論が展開される密度の濃い授業をするためには、かなり少人数でなければならないことが共通の認識になっている。

(研究の対象とその取り上げ方)

研究の対象についても、判例・裁判例だけでなく、事例・事実そのものを扱う方が有効な場合があるとの意見もあり、設問・論点そのものを対象とすること、さらには、学術論文を俎上にのせることもあってよいと考えられる(なお、ゼミ形式の授業においても、研究の対象として、同様に、事実関係を含む判例・裁判例、事例・事実そのもの、設問や論点、さらに学術論文を取り上げることが考えられる)。ただし、これらの対象を取り上げる際に、授業の内容が理論または実務の片方に偏するものであってはならず、かつ、なるべく法分野を横断する統合的な内容とすべきであり、さらに、解釈論に加えて政策論的・立法論的な色彩が加味されるべきことについてほぼ意見の一致がある。ここからの帰結として、演習については複数教員が関与すべきことが望ましいと言える。そこでは、学者と実務家(企業人等を含む)の組み合わせが考えられるし、学者と学者の組み合わせ、実務家と実務家の組み合わせもあり得る。

(各教育手法の組み合わせ)

講義方式と演習方式を具体的にどのように組み合わせるかが問題となるが、(ア)科目により区別し、コア科目のうちの基幹科目については演習方式、その他の科目、とりわけ先端的・応用的・複合的分野科目については、基礎的・体系的知識の教授のため高度な概論講義を集中的に行うべきとする考え方のほか、(イ)少人数クラスにおける教育手法の相違として捉え、1つのテーマ、または1まとまりの問題について、まず講義、そしてレポート作成、それに基づいて討論の順序を1セットとして授業を進めるべきだとの考え方、さらに、(ウ)履修の進行に連れて比重が変化するとする見解があり、そのなかにも、「講義から演習へ」という流れを予定する提案、演習および講義から次第にリサーチ&ライティングが比重を増すという形で考えるべきだとする提案がある。

(その他の教育方法)

その他の教育方法として、学生に実務を正確に学ばせるため、また学生の問題意識を高め、とりわけ法曹倫理教育を実務に即し実効的なものとするため、「実務体験型の学習」に重要な意味が認められ、クリニック(臨床教育・訓練)、エクスターンシップ(派遣実務研修)のほか、民事裁判演習や刑事裁判演習などがあり得る。これらは、その教育効果を十全に発揮し得るよう学生が主体的に参加し、カリキュラムとして体系的に構成・実施する必要がある。

基幹科目において基礎的な法的思考力を身につけた上で、クリニックやエクスターンシップに参加するという積み上げにより、実務技能を批判的・効果的に修得することが期待される。ただし、クリニックやエクスターンシップについては、充実した臨床訓練・実務研修を可能とするためには、すべての学生にどれだけ十分な機会を提供し得るかという技術的問題、守秘義務との関係などクリアすべき問題点がある。

(1クラスの適正学生数)

法科大学院の重要な特徴が少人数で密度の濃い教育を行うことであり、法科大学院の設置基準においても、1クラス(「クラス」については、固定的なクラス制という考え方と、教育の内容・方法に応じ弾力的な学習集団という意味があるが、ここでは後者を意味する。)の適正学生数について、何らかの統一的基準の策定が必要であるという意見が多い。

1クラスの適正学生数は、双方向・多方向の議論が中心なのか、講義形式なのかという教育方法とともに分類・整理する必要があり、いわゆるコア・カリキュラムなど、一定科目について1クラスの適正学生数の基準を策定する必要があるとしても、画一的に統一的なクラス編成の基準を策定することが適切であるかどうかは、なお検討の必要がある。

問題となるのは、とりわけコア科目としての基幹科目について行われるべき演習授業の適正規模である。教育の効率性を考慮し、また多様なバックグラウンドをもつ学生の出会いの場として演習を位置づけるならば、そこにはある程度多くの学生がいた方

がよいし、個別的な指導の可能性を重視すれば、かなり少人数であることが望ましい。具体的な人数については意見の分かれるところであるが、50人程度までというのが現実的なところである。ただし、それは基幹科目の演習の原則的な場合であって、補充的に行われるべきコアのゼミ形式の演習ではより少人数(たとえば20名程度)が望ましいし、逆に、選択科目としての概論講義(たとえば、先端的な法分野に関するもの)などでは150名程度の履修者があったとしても、(集中性と双方向性がある程度確保されるかぎり)それが一概に排斥される理由はない。

(厳格な成績評価)

プロセスによる法曹養成教育の質を左右するともいえるのが、その学習成果を計る成績評価、単位認定である。評価・認定には、一定の公平で客観的な尺度が備わっていないといけない。かかる尺度のばらつきを極力防止する観点からは、相対評価によることが望ましい。

また、基本六法科目については複数の授業が設けられることがありうることから、担当教員間の教授内容・方法の標準化、適切な教材の選定などがその前提になければならない。なお、評価・認定の客観性を担保する点では、複数教員による成績評価、試験問題の統一化、学生による授業評価をも導入する必要がある。

厳しい成績評価、進級認定等が行われることを第三者評価に組み入れる等の制度的担保が法科大学院が社会的な信頼を得るためにも必要である。

設置審査の段階から、学生定員を学年が上がるにつれて少なくなるように設定することも想定すべきか。ただし、ドロップアウトした学生をどうするかは要検討である。

(修了認定)

卒業認定の基準としては、要修了単位を設定し、これを修得した学生に修了認定をするというこれまでの方式に代えて、修得単位とは別に「一定の成績水準を満たすこと」を修了要件とし、これを下回る成績水準しか残せなかった学生には修了認定をしないという方式も考えられる。

修了認定に当たっては、現行の修士論文を要求するシステム、リサーチペーパーを要求するシステム、リサーチペーパーは要求しないシステム、いずれのシステムであっても、別途、修了試験を要求するシステムが考えられる。

司法試験制度がどのようなものになるかにもよるが、トータルとしての学習成果を計る必要とともに、法科大学院に課せられるプロセスとしての法曹養成教育の成果を計る上では、修了試験を課すことも一つの方法である。

(法科大学院が備えるべき条件)

以上のような教育方法の実現にあたっては、それを可能とする教員組織に関する条件や図書館等の設備等々の条件が整備されることが必要となる。特に、教室外での学習を徹底させるためには、図書館の座席数や開館時間など施設設備利用の面からの学習環境の整備が図られるべきである。

(3) 入学者選抜・学生定員

法科大学院の入学者選抜に関する基本的理念として、公平性、開放性、多様性を確保すべきことについては、意見が一致した。

法科大学院における法学教育の完結性を前提とし、入学試験の開放性を徹底するならば、法学既修者と法学未修者とが同一の試験を行う「共通試験型」が考えられるが、法学既修者用のコースを希望する者と法学未修者用のコースを希望する者の履修状況の相違に配慮して、これらの者を分けた試験を行う「分離試験型」も考えられる。

試験の結果にもとづいて入学の可否を判断するか、学部段階での学業成績にもとづいてその判断を行うかについては、従来提案のほとんどは両者の併用型であり、法科大学院の理念からみてもそれが合理的であると思われる。

また、試験の方式は、法科大学院が学問の自由を基盤として多様な学風をもつ大学に設置される大学院として構想されることにかんがみ、基本的に各大学の独自試験を実施するとの考え方が大方である。それに加えて、全国的規模の法曹養成機関として位置づけられる法科大学院の入試については、他の大学・大学院の入試に比較して客観性・公平性を確保する必要性が特に高く、個別法科大学院の独自試験のみに委ねるのは適当ではないとの考えから、例えば、米国のLSAT(Law School Admission Test)のような全国統一試験をも実施すべきであるとの考え方がある。

全国統一試験の問題点としては、試験実施に伴う技術的問題として、実施主体としてどのような機関を想定するか、法曹としての資質をもつ者の選抜のため有効な試験とはどのようなものかなどを検討する必要がある。

各法科大学院の定員については、1クラスの適正学生数を基準に適正規模を設定すべきであるとの意見もあるが、法科大学院における教育の質を維持するための諸基準によって総合的に規制すれば十分であり、特に定員について別個の規制をする必要はないとの意見が有力である。

(入学資格等)

入学資格は、通常大学院入学資格の適用を受ける。したがって、大学学部卒業が原則であるが、非大学卒業者でも、個別法科大学院が行う資格審査により入学資格の認定が可能である。

学部3年卒業(優れた学生について例外措置として3年で卒業を認める制度)や学部3年からの飛び級(学部3年次から、学部を卒業しないで大学院に入学する制度)の適用も可能である(通常学部と大学院との関係と同様)。(したがって、制度上は、短ければ、学部3年+法科大学院2年の5年間での修了も可能となる。)

(法学部卒業者以外の者が円滑に入学できる試験制度の構想)

法科大学院の入学者選抜に関する基本的理念として、公平性、開放性、多様性を確保すべきことについては、意見が一致した。

法科大学院における法学教育の完結性を前提とし、入学試験の開放性を徹底するならば、法学既修者と法学未修者とが同一の試験を行う「共通試験型」が考えられるが、法学既修者用コースを希望する者と法学未修者用コースを希望する者の履修状況の相違に配慮して、これらの者を分けた試験を行う「分離試験型」も考えられる。

共通試験型……入試にあたっては法律学にかかる知識を試す試験を行わずに、米国のLSAT(Law School Admission Test)にみられるような判断力、思考力、分析力、表現力などを試す試験(以下、適性試験。場合によっては法曹に要求される一般的教養を試す試験を含みうる)を行う。さらに、学部段階の成績評価を総合して可否を判定し、その上で、法学既修者については、修業年限短縮や履修科目免除の可否を決定するための試験または学業成績評価を、一定の法律科目について実施することが考えられる。この考え方の下では、法学既修者といえども、法学未修者と入試においては対等な条件で受験しなければならないし、また仮に合格しても、上記の試験または評価を経なければ、法学未修者たる入学者と同様の履修をしなければならないこととなる。

分離試験型……法学既修者用コースを希望する者と法学未修者用コースを希望する者の履修状況の相違に配慮して、これらの者を分けた試験を行うこととし、法学既修者と法学未修者をそれぞれ一定の割合で法科大学院に入学させるための仕組みを設ける。例えば1学年の入学定員100名の法科大学院において、50名を法学既修者枠、残りの50名を法学未修者枠とし、法学既修者については、法律科目の試験(以下、法律科目試験)を含めた試験、法学未修者については、適性試験を行う。

共通試験型については、開放性において徹底しており、また法学既修者と法学未修者を区別せずに共通の試験を実施する点で、公平性の点でも評価できるとの意見が有力である。ただし、法学既修者については、重ねて適性試験を受験させることは無意味であるとの批判もなされたところである。この問題については、法学既修者に適性試験を課すことによって、その種の受験者に不当な負担を生じるかどうか、分離試験によって開放性・公平性が確保できるかなどの点とあわせて、検討される必要がある。

分離試験型については、他学部出身者に一定枠を確保できる点でも、むしろ開放性確保に資するのではないかと積極的評価があるが、法学部出身者と他学部出身者を対等に取り扱う観点から、分離型はとるべきではないとの意見もある。

したがって、いずれの型の試験を実施するかは、各法科大学院の選択に委ねるべきであるとの考え方も成り立ち得ない訳ではない。

ただし、分離試験型における法律科目試験にせよ、共通試験型における修業年限短縮のための法律科目試験にせよ、受験者が法科大学院1年目の教育を省略できる程度の学力を備えているかどうかを判断するためのものであるとすれば、かなり高度の内容のものとならざるを得ないと思われる。共通試験型では、それに不合格となっても、法科大学院自体への入学は共通試験によって認められる可能性があるが、分離試験型

では、不合格が法科大学院入学の機会を失う結果となりうることに注意する必要がある。

(開放性の確保)

法科大学院の制度設計に当たっては、公平性、開放性が要請されており、他大学・他学部出身者や社会人等の受入れに十分配慮する観点から、他学部出身者・社会人等の下限枠を設定したり、法学部出身者の上限枠を設定すべきとの意見が有力である。なお、法科大学院が既存の法学部に設置されることが多いと見込まれる関係で、自大学法学部卒業生について、推薦制などの手続きによって特別の枠を設定する制度も考えられるが、合否判定の資料として一般的に推薦書などを用いるかどうかはともかくとして、自大学法学部卒業生についてのみ推薦制を設けるなどして事実上優先枠を確保することについては、司法試験受験資格取得と法科大学院を連動させるのであれば、それとは相容れないとする意見が強い。

(入学試験の基本的考え方)

試験の結果にもとづいて入学の可否を判断するか、学部段階での学業成績にもとづいてその判断を行うかについては、従来の提案のほとんどは両者の併用型であり、法科大学院の理念からみてもそれが合理的であると思われる。

試験の方式としては、(ア)全国統一試験型、(イ)全国統一試験・独自試験型、(ウ)独自試験型の三つが考えられる。法科大学院が学問の自由を基盤として多様な学風をもつ大学に設置される大学院として構想されることをかんがみれば、各大学の独自試験を実施するとの考え方が大方であるが、それと併せて、各法科大学院の入学選抜の多様性を勘案しつつ、全国統一試験の実施についても検討する必要がある。

(全国統一試験の実施)

全国的規模の法曹養成機関として位置づけられる法科大学院の入試については、他の大学・大学院の入試に比較して客観性・公平性を確保する必要性が特に高く、個別法科大学院の独自試験のみに委ねるのは適当ではないとの考えから、例えば、米国のLSAT(Law School Admission Test)のような全国統一試験が必要との考え方がある。

他方、全国統一試験は、受験生間にいわゆる偏差値型選択傾向を生じさせることによって、法科大学院間の序列化の懸念があることなどが指摘される。

全国統一試験については、その受験を義務付け、各法科大学院は、必ずその成績を合否判定資料としなければならないとするか、合否判定資料とするかどうかは、各法科大学院の判断に委ねられるとするかなどの選択の余地や、また、全国統一試験を適性試験について実施するのか、それとも法律科目試験について実施するのかについても検討の必要がある。

序列化の問題については、法科大学院の設置数や設置形態とも密接に関連するので、総合的な視点から検討する必要がある。また、技術的問題として、実施主体としてどのような機関を想定するか、法曹としての資質をもつ者の選抜のため有効な試験とはどのようなものかなどを検討する必要がある。

(試験内容)

試験の内容としては、法学未修者については、適性試験を内容とせざるをえないが、法学既修者については、適性試験を実施するかどうかは別として、実質的な修業年限短縮試験として、あるいは入学試験として、法律科目試験を実施することが考えられる

法学既修者に対する法律科目試験の内容としては、憲法、民法、刑法の基本3科目に加えて、民事・刑事訴訟法の5科目とするか、これに商法の一部を加えたものとすることが考えられる。ただし、この試験が法科大学院の基礎科目履修免除の可否を決する実質を持つことを考えれば、上記の科目について単に知識を試すのではなく、法的思考力や分析力を試す内容としなければならないものと思われる。また、法律科目試験を実施することの結果として、現在の司法試験受験者について指摘されるような「ダブルスクール」現象を生じさせる危険がないかどうか、検討する必要がある。

(学生の人数・適正規模)

各法科大学院の定員については、法科大学院の教育目的・方法、法科大学院の多様性の確保、教員の確保と負担能力などを考慮して、具体的には50名ぐらいから200名ぐらいの規模の定員が適正であるとの意見がある。

この点については、一定の基準を満たした法科大学院の自由競争を基軸とする設置手順の考え方、さらに、法曹人口・司法試験合格者数の大幅増員が検討の前提であることなどを考慮すると、法科大学院における教育の質を維持するための諸基準によって総合的に規制すれば十分であり、とくに定員について何らかの規制をする必要はないとの意見が有力である。

(4) 教員組織

法科大学院が少人数で密度の濃い教育をすることをめざす以上、従来の大学院よりも多数の専任教員を必要とする。また、法科大学院の指導適格教員の基準も、従来の研究者養成を主眼とした大学院の研究指導教員の場合とは役割を異にする面もあるので、法科大学院の教育内容・方法に合わせて再検討する必要がある。

このような基準は、新たなシステムである法科大学院としてあるべき姿から検討することとなる。検討の参考となるものとして、専門大学院の基準があるが、法科大学院の設置基準を専門大学院の枠内で構想するかどうかは、今後の検討課題である。

法科大学院が、法曹養成を目的として法学教育の高度化をはかり理論的教育と実務的教育との融合をめざす以上、いわゆる実務家教員が不可欠である。

実務家教員の数、比率については、法科大学院のカリキュラムの内容、司法(実務)修習との役割分担との関連で適正な数ないし比率を考えるべきである。

(専任教員数と一般的基準との関係)

法科大学院が少人数で密度の濃い教育をすることをめざす以上、従来の大学院よりも多数の専任教員を必要とする。また、法科大学院の指導適格教員の基準も、従来の研究者養成を主眼とした大学院の研究指導教員の場合とは役割を異にする面もあるので、法科大学院の教育内容・方法に合わせて再検討する必要がある。

このような基準は、新たなシステムである法科大学院としてあるべき姿から検討することとなる。検討の参考となるものとして、専門大学院の基準があるが、法科大学院の設置基準を専門大学院の枠内で構想するかどうかは、今後の検討課題である。

専門大学院の設置基準では、学生10名につき1名の大学院指導適格教員が必要とされている。このことに関連して、この基準を法科大学院にもそのまま適用すべきであるという意見もあるが、各大学の構想においては、私立大学の財政負担、法科大学院立ち上げ当初における適格な教員の確保の困難などを考慮して、ある程度基準を緩和すべきであるという意見が表明されている。

だが、基準の緩和の仕方次第では、教員の負担増を招き、従来型の安上がりの法学教育の継続になりかねないから、諸般の事情を慎重に考慮すべきである。

少なくとも法科大学院立ち上げ当初は、法科大学院の教育の質を損なわず教員の加重負担を招かない形で、学部や研究者養成大学院との兼担を認めるなどして、徐々に専任教員数を増やしてゆくという移行措置が必要であろう。

基本的には、基準緩和策よりも、国公私立を問わず、法科大学院にふさわしい教育ができる体制整備のための財政的支援を強化する方向で対応することが望ましい。

(実務家教員)

法科大学院が、法曹養成を目的として法学教育の高度化をはかり理論的教育と実務的教育との融合をめざす以上、いわゆる実務家教員が不可欠である。問題は、実務家教員をどのような形でどの程度必要とするかである。

(実務家教員の範囲)

法曹三者が、実務家教員の中心となることは間違いないが、どの程度の期間の実務経験が必要か、また、それ以外の要件としては何が考えられるかが問題となる。また、いわゆる研究者教員でも、一定の要件を満たせば、実務家教員に該当しうると考える余地もある。さらに、企業法務経験者や行政実務経験者なども、法科大学院における実務関連科目の教員として想定されるところである。

(実務家教員の数、比率)

専門大学院の一般的基準とされている3割程度必要とする見解もあるが、法科大学院の修了後に司法(実務)修習が予定されていることを考え合わせると、3割程度も必要かどうかについては、なお検討を要する。

実務家教員の数、比率については、法科大学院のカリキュラムの内容、司法(実務)修習との役割分担との関連で適正な数ないし比率を考えるべきである。

(実務家教員の受け入れ)

一定数の専任の実務家教員が必要ではあるが、実務家教員に期待されている役割からして、全て専任教員とする必要はないのではないかとの意見が多い。任期制教員、客員教員あるいは週何時間以上勤務する非常勤教員など多様な形態を考えるべきである。

(実務家教員の確保方法)

国立大学教員の兼業規制の緩和、弁護士法第30条の公務員兼職制限規定の見直し、処遇維持の仕組みなど、法科大学院教員と法曹三者間の兼業や人事交流を容易に行いうる制度の整備が必要である。

(研究者教員の実務研修等)

従来の研究者教員の大多数が実務経験をもっていないことに対処するかは、法科大学院の教育目的の実効的な実現にとって重要な問題である。基本的には、制度改革によって法科大学院教員が実務経験をできるようにすることによって対処することが望ましい。

しかし、法科大学院立ち上げ当初は、司法研修所での実務教育との有機的な関連をはかるために、法科大学院で一定科目を担当する教員には、司法研修所で集中的な研修を受ける機会を設けることや弁護士会による研修なども検討すべきであり、それ以外の弁護・裁判・検察などの実務研修も可能とする協力体制を作り上げる必要がある。

法科大学院が軌道に乗れば、法科大学院教員はほとんど、実務経験はなくとも、少なくとも法曹資格を持った者となると考えられる。

(5) 多様な設置形態と適正配置

現実的には、既存の法学部を持った大学に法科大学院が設立されるケースが多いと思われるが、特定の大学の法学部に基礎を持たない形態の法科大学院(独立大学院)や、幾つかの大学が連合して法科大学院を設置すること(連合大学院)なども、制度的に認められるべきである。

夜間大学院などの多様な形態により、法科大学院の開放性・多様性の確保に努めるべきである。また、通信制法科大学院についても、法科大学院の教育方法との関連で検討すべき課題が残っているが、高度情報通信技術の発展などをにらみつつ、積極的に検討する必要がある。

法科大学院は、法科大学院における学習の機会を広く確保するため、全国的に適正に配置されなければならないとの要請を踏まえつつ、地域を考慮した全国的な適正配置のための政策的配慮が必要である。

(独立大学院・連合大学院等)

現実的には、既存の法学部を持った大学に法科大学院が設立されるケースが多いと思われるが、特定の大学の法学部に基礎を持たない形態の法科大学院(独立大学院)や、幾つかの大学が連合して法科大学院を設置すること(連合大学院)なども、制度的に認められるべきである。

(夜間大学院等)

夜間大学院あるいは昼夜開講大学院については、夜間コースを設ける法科大学院には財政や認可に関する優遇措置をとるなどして、法科大学院の立ち上げ当初から積極的に支援し、法科大学院の開放性・多様性の確保に努めるべきである。

通信制法科大学院については、少人数での討議・対話の重視という法科大学院の教育方法との関連で検討すべき課題が残っているが、幾つかのあるいはすべての法科大学院が高度情報通信技術を駆使して共通の講義科目を提供する方式などを積極的に検討する必要がある。

これらを通じ、子育てをしながら、あるいは働きながら法曹を目指す人など、経済的・社会的なハンディのある人にも法曹への門戸が開かれるよう、適切な措置が講じられるべきである。

(地域を考慮した適正配置)

関係者の自発的創意を基本として、自主的な申請に基づいて一定の基準を満たした法科大学院の設置を認めるという設置手順を原則としつつ、それだけでは法科大学院が特定地域に偏在することとなりかねないとの懸念も指摘されていることから、法科大学院は、法科大学院における学習の機会を広く確保するため、全国的に適正に配置されなければならないとの要請を踏まえつつ、地域を考慮した全国的な適正配置のための政策的配慮が必要である。

地方弁護士会や地方自治体が支援・協力あるいは主導する法科大学院の設置も、統一的な基準を満たしていれば、当然に設置が可能であり、自治医科大学方式なども検討に値する。

(6) 資力が十分でない入学者に対する援助の必要性

授業料については、学生や親の家計負担があまり重くならないよう考慮する必要がある。また、資力が十分でない者が、経済的理由から法科大学院への入学が困難となることがないように、格別の配慮が必要であり、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の奨学資金制度が整備されるべきである。

(奨学金等の充実)

法科大学院は、経済的理由により進学が困難な者にも、広く途を開くべきであり、法科大学院の教育内容・方法からみて、その授業料など修学のための費用が高くなることが予想されるが、各大学等において、同窓会や民間資金の積極的導入等の財源の多様化と充実に努力するとともに、授業料については、学生や親の家計負担があまり重くならないよう考慮する必要がある。

資力が十分でない者が、経済的理由から法科大学院への入学が困難となることのないように、格別の配慮が必要であり、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の奨学資金制度が整備されるべきである。

(7) 法科大学院の財政基盤の確立

大学院レベルの少人数教育であることから、法科大学院の人的・物的設備を基準に合わせて整備するためには、その設立・運営に多額の費用がかかることが予測され、したがって、厳しい財政事情の中においても、司法の人的基盤の整備の一翼を担うという公共的使命にかんがみれば、国公私立を問わず、適切な評価を踏まえつつ、公的資金による財政支援が不可欠である。

(財政基盤の確立)

大学院レベルの少人数教育であることから、法科大学院の人的・物的設備を基準に合わせて整備するためには、その設立・運営に多額の費用がかかることが予測され、したがって、厳しい財政事情の中においても、司法の人的基盤の整備の一翼を担うという公共的使命にかんがみれば、国公私立を問わず、適切な評価を踏まえつつ、公的資金による財政支援が不可欠である。

現行の私学助成制度のもとでは十分な援助が困難であり、公的資金による財政支援を検討する必要があるとの意見がある。

なお、資力が十分でない入学者に対する援助、法科大学院に対する財政支援は、いずれも、法科大学院の修了者の相当程度が司法試験に合格して法曹になるという前提で行われるべきものであり、法科大学院の制度設計にこれらの前提条件が適切な形で組み込まれていない限り、社会的な理解と支持は得られないことに留意する必要がある。

(8) その他

法科大学院修了者に対して付与される学位は、その他の大学院修士課程修了者と同

様に修士とすることも考えられるが、国際的通用性も勘案しつつ、例えばアメリカのロースクール修了者の J.D.(Juris Doctor)に相当する法科大学院独自の学位(専門職学位)を授与することも検討する必要がある。

(学位の在り方)

法科大学院修了者に対して付与される学位は、その他の大学院修士課程修了者と同様に修士とすることも考えられるが、国際的通用性も勘案しつつ、例えばアメリカのロースクール修了者の J.D.(Juris Doctor)に相当する法科大学院独自の学位(専門職学位)を授与することも検討する必要がある。

3年制を原則とし、法学既修者に対して例外的に2年修了を認める制度設計ならば、全ての者に J.D.の学位を出すことが制度的に可能であるが、2年制が原則で、法学未修者について例外的に修業年限3年とする制度設計の場合には、すべて L.L.M.の学位を出すことになるものと考えられる。

4. 法科大学院の設置と第三者評価

(1) 設置及び第三者評価に関する基本的考え方

法科大学院の設置認可は、関係者の自発的創意を基本にしつつ、一定の客観的基準(専門大学院の設置基準との関係を明確にする必要がある)を満たしたものを設置認可するものとし、広く参入を認める仕組みとする。ただし、設置認可基準は厳格なものとする。

法科大学院の教育の質・水準を確保する観点から、教育効果などの継続的な事後審査を厳正に行い、客観的な第三者評価を行う体制の整備が肝要である。

(設置に関する基本的考え方)

法科大学院の設置認可は、関係者の自発的創意を基本にしつつ、一定の客観的基準(専門大学院の設置基準との関係を明確にする必要がある)を満たしたものを設置認可するものとし、広く参入を認める仕組みとする。ただし、設置認可基準は厳格なものとする。

法科大学院設置の意向を表明している相当数の大学が存在する以上、基本的には、どの法科大学院にどの程度の数の入学定員を配分するかを規制・調整することなく、一定の設置基準を満たした法科大学院の自由競争に委ねるとの方向を基軸とすることが適切である。

しかし、法科大学院の乱立や司法試験受験予備校化などのおそれ、司法試験合格者がほとんど出ない法科大学院の扱い、設置基準の厳格化など、種々の問題点が指摘され、法曹の質の維持・向上をはかりつつ、法曹の数を増やすという、法科大学院構想

のそもそもの目的が損なわれないように、適正な設置基準を策定し、法科大学院の設置認可後も、教育効果などの継続的な事後審査を厳正に行い、法科大学院の教育の質の確保・向上を図る、客観的な第三者評価を行う体制の整備が肝要である。

法科大学院の設置認可及び第三者評価に当たっては、法科大学院の数、各法科大学院の入学定員、設置基準とその認可手順などとの関連、さらに、法曹人口の増員の仕方、新司法試験や司法(実務)修習の在り方との関連をめぐって、様々な観点に留意する必要がある。

(法曹人口の増員について)

本会議では、法曹人口が大幅に増員されるであろうという前提で、法科大学院の設置の在り方を検討したが、何らかの形で数年ないし10年単位ぐらいでの増員計画の大体の具体方針が示されないと、法科大学院の具体的な設置計画の検討が進めにくいという意見もあり、法科大学院設置の意向を示している関係者が、その構想の将来の方向や現実的条件として強い関心をもっている問題である。このことを踏まえて、法科大学院の全体的構想と個別法科大学院の設置準備を円滑に進めるために、司法制度改革審議会においてこれらの見解に適切な配慮がなされることを要望する。

(2) 第三者評価の具体的な在り方

法科大学院の法曹養成機関としての教育水準を確保するためには、法科大学院設置時だけでなく、その後も継続的に、適切な第三者評価を行う必要がある。

法科大学院の第三者評価の具体的な制度としては、米国のアメリカ法曹協会(ABA : American Bar Association)やアメリカ・ロースクール協会(AALS : Association of American Law Schools)のアクレディテーション(accreditation「認定」)制度等を参考にすべきであるという意見が多い。

我が国でも、法科大学院の評価基準の策定とその実施に当たる機構を新たに組織する必要があり、その組織は、法科大学院・文部省関係者だけでなく法曹関係者・関係行政機関やそれ以外の学識経験者などにより構成し、合同で評価を実施するものとする。

このような認定は定期的に行い、是正勧告や場合によっては認定の取り消しもあり得るものとするべきとの意見が多い。

第三者評価のための具体的基準については、組織と運営(経済的基盤、自己評価システム、運営体制など)、教育プログラム(教育目的、カリキュラム、成績評価、卒業要件としての授業日数・単位など)、教員組織(教員の資格、常勤ないし専任教員の数、学生と教員の比率、教員に実務家が含まれていることなど)、入学者選抜(受験資格、入学試験、情報開示、奨学資金制度など)、図書館、設備の項目について、それぞれ重要事項に関する基準を策定する必要がある。

特に、カリキュラムについては、法科大学院の質と統一性の確保のための基準は、コア科目(基礎科目、基幹科目及び法曹基本科目)などの必須提供科目や卒業に必要な

単位数など、最低限にとどめ、それ以外については各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重すべきであるという意見が大勢である。それぞれ特定の分野に力点をおいたカリキュラムを編成して独自性を発揮する法科大学院が設立されるなど、相互に競争しつつ多様な法曹を養成するという柔軟なシステムが実現されることが望ましい。

また、水準の維持向上を図るため、評価基準・評価手法・評価結果については、情報公開が必要である。

(具体的な方向)

設置認可では客観的基準による審査で広く新規参入を認める(開放性の原則)が、第三者評価は、実質的基準による十分な審査を行い教育水準の質の確保を図る必要がある。

法科大学院の法曹養成機関としての教育水準を確保するためには、法科大学院設置時だけでなく、その後も継続的、定期的に、適切な第三者評価を行う必要がある。

問題は、どのような評価機関をどこに設けるか、具体的にどのような項目についてどのような基準を設定し、それに基づく審査をどのようにして行うかである。

(アクレディテーション(accreditation「認定」))

法科大学院の第三者評価の具体的な制度については、米国のアメリカ法曹協会(ABA: American Bar Association)やアメリカ・ロースクール協会(AALS: Association of American Law Schools)のアクレディテーション(「認定」)制度等を参考にすべきであるという意見が多い。

我が国でも、関係機関・組織が協力して法科大学院の評価基準の策定とその実施にあたる機構を新たに組織する必要がある、その組織は、法科大学院・文部省関係者だけでなく法曹関係者・関係行政機関やそれ以外の学識経験者などにより構成し、合同で評価を実施するものとする。「大学評価・学位授与機構」を活用して、そのなかに関係機関・組織が法科大学院の評価機構を設けることも検討に値する。

このような認定は定期的に行い、是正勧告や場合によっては認定の取り消しもあり得るものとするべきとの意見が多い。

(評価基準)

第三者評価のための具体的基準については、組織と運営(経済的基盤、自己評価システム、運営体制など)、教育プログラム(教育目的、カリキュラム、成績評価、卒業要件としての授業日数・単位など)、教員組織(教員の資格、常勤ないし専任教員の数、学生と教員の比率、教員に実務家が含まれていることなど)、入学者選抜(受験資格、入学試験、情報開示、奨学資金制度など)、図書館、設備の項目について、それぞれ重要事項に関する基準を策定する必要がある。

(成績評価の基準)

教育と密接不可分な成績評価について、何らかの統一基準を作成するかどうかは、カリキュラムに関する基準策定とは違って、大学における成績評価の現状からみて、難しい問題であるが、法科大学院の教育の質の確保とその公正かつ透明な運営にとって重要な課題である。

基本的な考え方としては、プロセスとしての教育を強調し、各法科大学院の独自性を尊重するといっても、法曹養成という公的システムの一環を担う以上、成績評価について、最終的には司法試験で判定されることを理由に、各法科大学院の裁量にすべて任せてしまうことは適切ではなく、一定の基準作成と情報公開が必要である。評価基準には厳格な成績評価や進級・修了認定の実施を不可欠の観点として盛り込むべきである。

特に新司法試験の合否判定において、法科大学院の成績に何らかのウエイトをおくならば、そのウエイトに応じて、公平性と客観性を確保するための統一的な基準作成が必要となる。

(法科大学院における教育の統一性・独自性との関係)

法科大学院の質と統一性の確保のための基準は、コア科目(基礎科目、基幹科目及び法曹基幹科目)などの必須提供科目や卒業に必要な単位数など、最低限にとどめ、それ以外については各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重すべきであるという意見が大勢である。

すべての法科大学院が、画一的なカリキュラムを提供し、また、多様な法律事務のすべての領域を総合的にカバーするカリキュラムを組む必要はない。それぞれ特定分野に力点を置いたカリキュラムを編成して独自性を発揮する法科大学院が設立されるなど、相互に競争しつつ多様な法曹を養成するという柔軟なシステムが実現されることが望ましい。

(積極的な情報公開)

また、水準の維持向上を図るため、評価基準・評価手法・評価結果については、情報公開が必要である。

5 . 法科大学院と司法試験・司法(実務)修習

(1) 法科大学院と司法試験

現行司法試験は、法曹になろうとするものに「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」(司法試験法第1条)。法科大学院制度を導入した後の司法試験制度もこの目的を維持すべきことに変わりはないが、現行制度とは異なって、21世紀にふさわしい法曹を養成するため、新たに法科大学院が、そこでの教育水準が客観的に確保された高度な法律専門教育機関として設置され、そのための充実した教育が行われ、かつ、厳格な成績評価を行うことを前提とするのであれ

ば、新司法試験は、そのような教育内容を踏まえたものとすべきである。

新司法試験の内容がそのようなものとなれば、法科大学院修了者のうち相当程度が新司法試験に合格し、法曹養成のための高度専門教育機関としての法科大学院に期待される役割が実現されるものと思われる。なお、法科大学院の修了者には司法(実務)修習を受ける機会が広く与えられるべきであるとの意見もあった。

法科大学院教育と司法試験との関係を制度的に明確なものにするためには、法科大学院修了を新司法試験の受験資格とすることが望ましいが、その場合、開放性や公平性の徹底の見地から、入学者に対する経済的援助や夜間大学院、通信制大学院の開設などの方策を講じることが特に重要となる。

法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨を考えると、3回程度の受験回数制限を設けることが合理的と考える。

(改革の必要性)

現行の司法試験については、開かれた制度としての長所はあるものの、度重なる改善の努力にもかかわらず、一発勝負型の試験としての限界から、これからの司法を担う人材を質・量ともに充実させるための選抜方法としては必ずしも有効な方法とは言えない。法曹養成システム全体を「点」から「プロセス」へと変革する中で、制度全体の整合性に留意しながら、新たな試験制度が構想される必要がある。

また、現行司法試験が本来は資格試験としての性質をもつにもかかわらず、実際には競争試験化していることについても、法曹の質的・量的強化が本会議における検討の前提とされていることを考えれば、議論の必要がある。

(法科大学院との関係)

現行司法試験は、法曹になろうとするものに「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」(司法試験法第1条)。法科大学院制度を導入した後の司法試験制度もこの目的を維持すべきことに変わりはないが、現行制度とは異なって、21世紀にふさわしい法曹を養成するため、新たに法科大学院がそこでの教育水準が客観的に確保された高度な法律専門教育機関として設置され、そのための充実した教育が行われ、かつ、厳格な成績評価を行うことを前提とするのであれば、新司法試験は、そのような教育内容を踏まえたものとすべきである。

新司法試験の内容がそのようなものとなれば、法科大学院修了者のうち相当程度が新司法試験に合格し、法曹養成のための高度専門教育機関としての法科大学院に期待される役割が実現されるものと思われる。なお、司法(実務)修習の受入体制が制約となることなく、法科大学院の修了者には司法(実務)修習を受ける機会が広く与えられるべきであるとの意見もあった。

法科大学院教育と司法試験との関係を制度的に明確なものにするためには、法科大学院の修了を新司法試験の受験資格とすることが望ましいが、その場合、それ以外の者が同程度の学力を備えた場合に司法試験受験資格を認めないことが法曹資格取得の途を不当に制限することにならないか危惧の念がないわけではなく、このような危惧

の念を払拭するためには、法科大学院入試の開放性や公平性を徹底し、また、入学者に対する経済的援助や夜間大学院、通信制法科大学院の開設などの方策を講じることが特に重要となる。

(現行試験との関係)

新司法試験(法科大学院の教育内容に対応し、法科大学院の修了を受験資格とするもの。)と現行司法試験(受験資格について制限を設けないことを基本とするもの。)との関係については、(ア)新司法試験の実施に伴い現行司法試験は廃止するとの考え方、(イ)新司法試験と現行司法試験とを当分の間併存させるとの考え方、(ウ)現行司法試験の内容を法科大学院の教育内容に対応するものとした上で、受験資格の限定は設けず、ただ、法科大学院修了者に対して大学院修了の事実を考慮して、受験科目免除や択一式試験免除などの扱いを認めるとの考え方、(エ)現行司法試験の内容を法科大学院の教育内容に対応するものとした上で、受験資格の限定は設けず、かつ、法科大学院修了者について特別の取扱いもしないとの考え方がある。

(ア)の考え方の長所としては、法科大学院制度の機能が十分に発揮され、法曹の質的強化に資すること、短所としては、経済的理由その他によって法科大学院に入学する機会を持たない者に法曹資格取得の途が閉ざされること(この点は、奨学金制度の充実や夜間大学院など法科大学院の設置形態と関連して議論する必要がある。)、(イ)の考え方の長所としては、法科大学院修了者にもそれ以外の者にも法曹資格取得の途が開かれること、短所としては、試験内容についての改善を前提としても、現行制度について指摘される問題点を温存する結果になること、法科大学院の制度趣旨が十分に発揮されない結果となること、2種類の司法試験合格者が発生するため司法(実務)修習上の問題などが生じるおそれがあること、(ウ)の考え方の長所としては、司法試験の内容が法科大学院の教育内容に対応したものとされるため現行司法試験について指摘される問題点を解消しうること、法曹資格取得の途が広く開かれていること、短所としては、同一の試験を前提としながら法科大学院修了者に特別の取扱いを認めることが不公平感を生じさせるおそれがあること、さらに問題点として、法科大学院を修了することなく、その教育内容を身につけることができることを想定するのであれば、法科大学院の存在意義そのものが疑われること、(エ)の考え方の長所としては、司法試験の開放性・公平性が徹底されること、短所としては、(ウ)と同一の問題点が挙げられる。

なお、(イ)(ウ)の考え方をとる場合及び(ア)の移行期においては、法科大学院修了者ないし在学者が受験資格制限のない司法試験を受験することを制限する措置を検討する必要がある。

(実施時期・内容)

新司法試験を法科大学院修了後に実施するか、修了前に実施するかについては、法科大学院のカリキュラム、新司法試験の内容、受験回数制限などについての考え方がまとめられた段階で最終的に判断すべきである。

新司法試験の内容については、(ア)法科大学院における履修内容の確認は各法科大

学院の卒業試験などに委ね、新司法試験は法曹として必要とされる標準的知識及び思考力等を確認すれば足りるとして、択一式試験を主とし、比較的簡単な論述式や口述式試験によってこれを補うとの考え方と(イ)法科大学院の履修を前提として、修了者が十分にその内容を身につけているかどうかを多角的に確認するため、与えられた事実を多角的な法的視点から整理し、それにもとづいて法的判断を行う能力を試すために、十分な時間をとって論述式や口述式試験を行うとの考え方がある。

法科大学院の教育内容や成績評価基準などが確立された将来においては(ア)の考え方を検討する必要があるが、少なくとも法科大学院制度新設後当分の間は、(イ)の考え方によって公平な試験制度に基づいて法科大学院での履修成果を確認する必要がある。

(受験回数制限)

法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨を考えると、3回程度の受験回数制限を設けることが合理的と考える。受験回数制限を設けないことは、受験生の滞留を招き、新たな受験競争が始まる原因となり得る。また、法科大学院修了者の相当程度が司法試験に合格するとすれば、回数制限が不当に法曹資格取得への途を狭めることにはならないと考えられる。

(2) 法科大学院と司法(実務)修習

法科大学院における教育との有機的な連携に配慮しつつ、法曹に要求される実務能力涵養のために司法(実務)修習を実施することを前提として、法科大学院は、実務上生起する問題の合理的解決を意識した法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をあわせて実施することとなる。

(法科大学院における教育内容と司法(実務)修習の関係)

司法(実務)修習の在り方自体は、法科大学院構想を検討課題とする本会議の任務に属するものではないが、法科大学院の教育内容や教育期間と司法(実務)修習の在り方は密接不可分の関係にある。

法科大学院における教育との有機的な連携に配慮しつつ、法曹に要求される実務能力涵養のために少なくとも実務修習を実施することを前提とすることについては、司法制度改革審議会から基本的な考え方として示されているところである。ただし、それを現行の司法修習制度の仕組みを前提として行うべきか、それに何らかの修正を加えるべきかについては、考え方が分かれる。

現行の司法修習制度については、これを積極的に評価する意見が有力である一方、その問題点を指摘する意見も表明されている。

(法科大学院における教育内容との関係)

司法(実務)修習との関係については、(ア)法科大学院は法理論教育に集中し、実務教育は全面的に司法修習に委ねるとの考え方、(イ)法科大学院は、実務上生起する問題の合理的解決を意識した法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をあわせて実施するとの考え方や(ウ)法科大学院は法理論教育とあわせ、実務教育のうち基礎的内容にわたる部分(現司法修習における前期修習相当)まで実施するとの考え方がある。

(ア)の考え方の長所としては、法科大学院の教育内容を理論教育に限定するため、非法学部卒業者についても3年の期間で十分な教育が行われることが、短所としては、従来の法学部の教育が、理論に傾斜しすぎて実務と乖離しているとの批判に答えようとしていないこと(また、現行司法修習の問題点を指摘する意見もある。)がある。(イ)の考え方の長所としては、基幹科目についても実務的問題点に配慮した理論教育が行われるため理論と実務の乖離の解消に役立ち、事実を踏まえた法理論の教育ができることが、問題点としては、かなりの数の実務家教員を配置しなければならないことや司法試験合格後に行われる司法修習との関係を整理する必要があり、その整理が十分なされていないと学生に二重の負担を強いるおそれがあることがある。(ウ)の考え方の長所としては、(イ)の長所がより鮮明になることや裁判法曹とならない者についても裁判法曹としての基本的訓練を受けられることがあり、問題点としては、実務家教員配置の問題が更に深刻になることや現在の司法修習前期で行われているのと同程度の水準を維持することが困難であることが指摘されている。

法科大学院の教育内容は、少なくともその発足時から当分の間は、引き続いて司法修習が実施されることを前提とした上で、実務と理論の乖離を解消し、司法修習との望ましい姿での結びつきを図るなどの観点から、上記(イ)の考え方を基本とすべきであるというのが大方の意見であるが、上記(ウ)とすべきとの意見もある。ただし、実務家教員の確保、教授法の確立、司法修習との接合の在り方など、設置形態や教員組織と併せて検討しなければならない問題が残されている。

(司法(実務)修習の期間)

法科大学院の修業年限との関係から、司法(実務)修習の期間については、現行の1年半を維持すべきか、これをさらに1年程度に短縮すべきかどうかであるという議論があるが、これについては、法科大学院における教育内容についての考え方と関連している。

おわりに(今後の検討の進め方)

冒頭に述べたように、本検討会議としては、今後、この「議論の整理」及び司法試験や司法(実務)修習の改革の方向に関する司法制度改革審議会の意見を踏まえつつ、さらに審議を深めることとしており、必要な見直し等を行った上で、回答期限である本年9

月までにその検討結果をとりまとめ、司法制度改革審議会に対して提出することとしている。